

## 第12回新城南部企業団地産廃対策会議概要（27.11.27開催）

### 市長

新城南部企業団地の産業廃棄物中間処理施設については、事業者の操業許可に当たる産業廃棄物処分業の許可が愛知県により、11月5日にあり、事業者からその旨、連絡を受けました。市といたしましては、県に対して、住民に直接、審査の過程を明らかにし、許可という判断に至った経過を説明してもらおう機会を要請し、この産廃対策会議での説明となりました。

### 県

資料にありますように法への適合を確認して許可した。1次発酵20日、2次発酵25日で、品質基準を満たしたものを出荷するのが条件である。1日当たりの処理能力は127m<sup>3</sup>で、1次2次の発酵槽なども妥当なものと判断した。

悪臭は、ロックウール吸着式脱臭装置で処理する計画である。ロックウール吸着式脱臭装置とは、通気性が良好な素材であるロックウールを粒状化し微生物源を加えたものに臭いを吸着させ、酸化分解させて処理するものである。臭いのもとアンモニアをはじめとする物質であるが、それらについても脱臭能力や実績があることを確認した。脱臭装置の規模が適正であり、発酵槽内は温度が高く冬季も正常に稼働すること、建屋内は負圧の構造となっており臭いが建屋外へ発散しない措置を講じていることも確認した。

汚水は貯留ピットに集水し、屋外への排水はない。保管施設は建屋内に設置され床面がコンクリート張りのため、廃棄物の飛散、流出、地下に浸透しないことを確認した。

以上のおり施設要件としては、タナカ興業が処分しようとする産業廃棄物の種類に応じた処分に適した処理施設であるかを図面等で審査し、現地を確認した後で判断した。

他に知識技能を有することについて、申請書に添付された公益財団法人が行う講習会の修了証により、役員が所定の講習会を修了したことを確認した。

また、経理的基礎としては、直前3年分などの決算書により直前事業年度が債務超過になっていないことなどを確認した。

欠格条項については、過去5年間に禁錮刑以上の刑を受けていないことなどの点について関係行政機関に照会し、該当しないことを確認した。

### 委員

処理量はなぜ127m<sup>3</sup>に変わったのか。比重換算すると150t位になる。益々タナカ興業に有利になるように感じる。技術的懸念も解消されていない。新発田市の施設は、工場の規模としては大きいのに30tだった。

また、情報開示がされていない。資料を頂いて勉強したい。

今後は一般市民を対象とした説明の場を設けてほしい。

### 県

処理能力の単位がトンから立米へ変わったという点については、県は申請書の内容を基に審査したのであり、タナカ興業の地元への説明との違いについての意見を求められても回答しかねる。

新発田市の数値を例として挙げたが、タナカ興業の申請書の内容を審査し、その内容を妥当と判断した。

委員

トンで考えていたものが立米になること自体おかしい。技術的な説明がない。専門家が審査に加わっているのか。

県

専門家ということではないが、今日出席している資源循環推進課の職員は理工系の学部を出た技術職である。

委員

区長名で技術的懸念事項を数回提出している。悪臭の吸引風量が $223\text{ m}^3/\text{min}$ となっているが、最終的にこれで間違いはないか。

委員

$223\text{ m}^3$ はパナソニックが出したもの。県は具体的な数値を置き換えて説明してほしい。

県

処理能力1 t当たりの風量というような算出をしていない。脱臭装置の規模については、入口のアンモニア濃度とロックウールの接触時間、発酵槽の換気回数が設計要件となっていることを専門書等で確認した。

委員

ロックウール脱臭装置は $10^\circ\text{C}$ 以下では微生物が活性化しないと文献にある。

県

外気と発酵槽内の温度は違う。ロックウールに入る空気は外気ほど低くならない。それらについては、寒冷地の施設等も個別に確認し、冬季でも問題なく脱臭装置が稼働していることを確認している。

委員

資料にある図では、発酵槽の下から吸引し、上から押し込むようになっている。好気発酵をさせようということだと思うが、現地を外から見ると2次発酵槽に押し込みファンはあるが吸引ファンが見られない。

県

1次、2次発酵槽ともに床面から送風する形になっている。

委員

そもそも議論がかみ合わないのは、データがないからで最終的なデータを示してもらえないか。

県

情報の開示については、情報公開の制度があるので我々が勝手に事業者の情報を開示することはできない。

委員

資料を開示できないとなると邪推せざるを得ない。

委員

2年前、タナカ興業が行った説明の際、区役員から反対しないように言われた。タナカ興業から何らかのモーションがあったのか。

県

特に聞いていない。申請書が提出された平成26年3月26日の直前には連絡があった。

委員

市と市議会は企業団地への進出は賛同しかねるとの意見を持っている。県環境部はどうなのか。

県

コメントできる立場ではない。

委員

市が反対していることは、審査の材料にならないのか。

県

先程説明したように判断基準に則って判断した。環境省の通知においても、基準に適合していれば、県に許可するしないの裁量権はない、とされている。

委員

市長は、土地の取得が裏口入学のようなものと表現した。そうした行為が審査の対象になり得ないのか。許可した県の責任は大きい。

県

法に基づく審査の結果、基準に適合し欠格条項に該当しなければ許可となる。

委員

臭いが出ないということで、責任をとってもらいたい。

県

審査では、施設の構造や処理の計画が問題ないかを確認する。実際は、適正な維持管理が前提なので監視していく。

委員

臭いは出ないとのことだが、南部企業団地の悪臭の規制基準は臭気指数18。どの基準での許可なのか。

県

臭いが全く出ないとは言っていない。脱臭装置の規模等を踏まえ、きちんと運営すれば悪臭が抑えられると判断した。

委員

臭気指数18で審査したのか。

県

悪臭防止法の現行の基準を参考として判断した。

委員

建屋の構造が負圧と言ったが、ファンで吸引した空気を外に出すことで負圧になる。現場を確認したのか。

県

発酵槽に送る空気の出所は建屋内であり、ロックウールに強制排気するので、結果として負圧になる。

委員

田原の砒素の問題はどうなったのか。

県

田原の問題というのは、許可の審査とは別である。廃棄物該当性については、現在も調査中である。

委員

調査中なのに許可したのは、あまりにも軽率ではないか。臭気18というのは、かなり臭う。市内全域に臭いが及ぶ。18で我慢しろということか。

県

我慢しろとは言っていない。現行の基準への適合性を念頭に審査したものである。

委員

法律は住民を守るためのもののはず。操業によりどんな被害が出ると考えるのか。

県

繰り返しになるが、廃掃法に基づいて審査した。

委員

脱臭装置の性能評価を行ったと言われたが、性能評価は県が作成したものなので、開示していただけるものと考えている。

また、許可更新の時、規制が臭気指数1.2となっていたら、それは審査の対象になるか。

県

申請書の内容を審査した。また、更新許可の際に臭気規制が変わっていれば、その時点で適用されている規制基準を念頭に審査をすることとなる。操業後は悪臭の実態なども測定を行うことでわかるので。そのあたりを踏まえて確認していく。

委員

納得できない。訴訟なども考えている。

委員

ハード面は問題がなくても操業の形態（ソフト面）がわかっていない。建屋の他の部分から空気の出入りがあると負圧にならない。既存建屋の天井のファンも使用するのではないか。

市

地元での説明会を再度、開催できないかという要望もありましたが、後程協議させて頂く。

市議

タナカ興業の入口に看板があり保管量906 m<sup>3</sup>という数値がある。単純計算すれば7日で満タンになる。それとの整合性はどうか。

県

保管量というのは処理前の保管である。能力の14日分までは保管できる規定になっている。

委員

最終的に何になるのか。「緑みどり」か。

県

申請書では肥料として出荷するとされている。

(県職員退席)

区長

次回は資料をいただき、参加対象や時間を制限せずに開催していただきたい。

区長

県は言い訳ばかり。同じでは聞く意味がない。

市

それでは、次回については区長に相談します。

委員

工場見学のレポートはあるか。

市

ありません。

委員

県から資料をいただかないと話にならない。タナカ興業からはもらえないのか。

市

タナカ興業には質問への回答と資料の提出を強く求めていきたい。

市長

タナカ興業には改めて文書で期限を設定して回答を求めます。今回の県の説明は市から要請したことですが、住民の皆さんの不安は払拭されたと思っていません。現時点では、市も委員さんも疑問点を整理して、市から県へは状況を伝え、説明を繰り返し求めていきたいと考えています。県には出せる範囲ぎりぎりでの情報の開示をお願いしたいですが、県としては許可に当たっての法的要件の整理でしたので、実際の運用等は事業者であるタナカ興業に回答をいただかなければなりません。今後は区長会などと協議させていただきたいと考えていますので、よろしくお願いします。

県議

私は説明すべきものが、まだ説明されていないと見ています。今後は区長から県に出した技術的な懸念事項について、説明を求めていきます。この問題は、市、市議会と力を併せて対応すべきものと考えていますので、県議会議員として県に協力を申し上げていきます。

(閉会)